

■苦楽園大丸地区私道の管理・支援策（案）

管理・支援策 項目		【A】道路用地・施設移管型		【B】道路施設管理協定型 (新しい管理ルールを作る)	【C】補助・助成型 (現行の補助を拡大する)
		【A-1】 【約1,000m】	【A-2】 【約2,600m】	【約2,600m】	-
【市が管理する道路延長】		【約1,000m】	【約2,600m】	【約2,600m】	-
管理区分図					
概要		①幅員4m以上の車両通り抜け可能な道路は、市道として管理。 ②それ以外の道路は、私道として地元組織が管理。	①全ての道路を市に移管して、市が管理。 ②幅員4m以上の車両通り抜け可能な道路は市道として、それ以外の道路は法定外道路として管理。	①全路線について、市が道路を維持管理する内容の「管理協定」を地元組織と締結する。 ②道路用地の所有権は現状のまま。	①地元組織が私道の維持管理を行うことに対して、市が補助・助成等の支援を行なう。 ②現行の舗装のみの市の助成制度を全面的に拡充・見直しする。
特徴	用地関係	①移管する道路用地は市へ寄付。 ②用地の寄付には、土地の境界確認および分筆登記等に全員の同意が必要であり、多大な時間と費用を要する。	①全ての道路用地は市へ寄付。 ②用地の寄付には、土地の境界確認および分筆登記等に全員の同意が必要であり、多大な時間と費用を要する。	①道路用地の寄付は不要。 ②道路施設の管理区域を明示した図面作成が必要。	①道路用地の寄付は不要。
	施設関係	①移管する道路内の雨水管・橋梁等の事前改修が必要となり、施設改修費の概算工事費算出が必須。	①全ての道路内の雨水管・橋梁等の事前改修が必要となり、施設改修費の概算工事費算出が必須。	①安全上、必要最小限の事前改修が必要となり、施設改修費の概算工事費算出が必須。	①道路内の雨水管・橋梁等の事前改修は不要。
制度関係		市管理(市道) 現行制度で移管可能。 地元管理 現行は舗装のみ1回限りの助成。助成対象施設や、助成回数等の拡充・見直しのためには議会の承認が前提となる。	市管理(市道) 現行制度で移管可能。 市管理(法定外道路) 市道と同様の用地寄付・施設改修等が必要。	市管理(管理協定) 大規模な一団の私道の管理協定は全国的に事例がないため、制度創設には議会の承認が前提となる。	地元管理 現行は舗装のみ1回限りの助成。助成対象施設や、助成回数等の拡充・見直しのためには議会の承認が前提となる。
地元組織の作業事項 (主なもの)		①方針決定までに現地調査を行い、雨水管・橋梁等の老朽度・健全度等の把握。 ②移管に必要な工事費等の算定と資金・整備計画の立案。 ③市に寄付するために必要な道路用地の境界確認や分筆登記等。 ④移管する道路内の個人占用物等の除去。	①方針決定までに現地調査を行い、雨水管・橋梁等の老朽度・健全度等の把握。 ②移管に必要な工事費等の算定と資金・整備計画の立案。 ③市に寄付するために必要な道路用地の境界確認や分筆登記等。 ④全ての道路内の個人占用物等の除去。	①方針決定までに現地調査を行い、雨水管・橋梁等の老朽度・健全度等の把握。 ②協定締結までに必要な工事費等の算定と資金・整備計画の立案。 ③全ての道路内の個人占用物等の除去。	①方針決定までに現地調査を行い、雨水管・橋梁等の老朽度・健全度等の把握。
市の検討事項 (方針決定まで)		①私道の管理・支援のあり方についての全国事例の調査・分析 ②市内の私道の現況調査 ③他地区の私道との公平性や全市的な私道の位置づけの整理 ④私道の管理・支援策案についての詳細な制度設計			
事業の実施期間		方針決定まで：1～2年程度 事業の開始から終了まで：約4～5年	方針決定まで：1～2年程度 事業の開始から終了まで：約6～9年	方針決定まで：1～2年程度 事業の開始から終了まで：約3～4年	方針決定まで：1～2年程度 事業の開始から終了まで：-
必要な経費 (地元負担)	測量関係	約1億円	約1億円	数百万円	無
	施設関係	市管理部分：約1億～2億円(※) 地元管理部分：継続的に必要	約2億～5億円(※)	協定締結前：約数千万～2億円(※) 協定締結後：大規模改修時に必要	継続的に必要
維持管理(管理者)		市管理部分：市 地元管理部分：地元組織	市	市	地元組織

(※) 現地調査等の結果により変動が生じます。